

舞鶴市SDGs体験プログラム実施業務 仕様書

1. 目的

舞鶴市は2019年にSDGs未来都市に選定され、豊かな自然、歴史・文化、幅広い地域コミュニティをはじめとする魅力的な地域資源を有している。一方で、地域の担い手不足や海洋プラスチック等の地域固有の課題も抱えており、将来にわたり本市が持続可能なまちとして維持・発展するために、地域住民と協働しながら新たな価値や地域課題の解決方法等を生み出すことができる関係人口の増加が必要不可欠である。

本業務では、地域資源を生かしつつ地域住民とも協働を図りながら新たな価値・地域課題の解決方法等を創出する関係人口を増加させ、将来の地域の担い手・移住者となるきっかけを生み出すため、若者向けのSDGs体験プログラムを企画・実施する。

2. 本業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (3) 本業務の実施にあたり、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに協議を行い、指示を仰ぐこと。

3. 本業務内容

本業務の概要を示したものであり、実施に当たっては、十分に打ち合わせを行うこと。

- (1) SDGs体験プログラム（以下、プログラム）の企画、実施
 - ・市内外の学生（高校生以上）が、本市を訪れ新たな価値の創出や地域課題解決に取り組む市民団体や地元企業人との交流を通し、課題解決等に向け取り組むプログラムを企画、実施すること。
 - ・プログラムの数は問わないが、合計2回、4日間以上本市に来訪、滞在する機会を創出すること。
 - ・プログラムを実施する際には、市内の地域資源（人、物、場所）を活用すること。
 - ・プログラムを実施する際には、1回あたり市内外の学生20人以上参加させること。
 - ・プログラムを実施する際には、学生参加者を市内宿泊施設に宿泊すること。
 - ・プログラムの実施期間中に参加者による成果発表会を実施すること。成果発表会では、プログラムを通じて参加者が考える新たな価値や地域課題解決に資する提案を発表すること。なお、発表に用いられた資料を市にデータ提出すること。
 - ・プログラムを通じて地域にもたらされる効果（地域資源の活用やプログラム参加者と地域住民との協働により生み出される効果）や将来への発展可能性等について、市内外の団体・企業等に説明できる資料を作成し、提出すること。また、補足資料として

プログラムの様子を動画撮影し、3～5分程度に編集した上で提出すること。なお、プログラムの参加者や訪問施設等に動画の撮影や公開等についての許諾を得ること。

- ・本市のSDGsに係る取組は、「第2期舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を参照。
(掲載ホームページ URL: <https://www.city.maizuru.kyoto.jp/shisei/0000006190.html>)

(2) 業務報告

- ・業務の進捗状況等を把握するため、市の求めに応じて業務の状況を報告するものとする。報告の方法については、対面の他、メールやWEB会議等によるものとし、協議録の作成を行うこと。

4. 業務計画書

受託者は、契約後すみやかに業務計画書を作成し、市に提出して承諾を得なければならない。

5. 成果品検査

本業務の完了後、成果品を提出し検査を受けるものとし、本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

6. 成果品

- (1) 成果品は発表会資料、市内外団体等への説明資料(動画含む)、業務報告書とし、製本及び電子媒体による。なお、動画は電子媒体のみとする。
- (2) 製本による業務報告書は、カラー刷りで2部提出するものとする。
- (3) 電子媒体による成果品は、1部提出するものとする。
- (4) 業務報告書には、業務全般についての報告のほか、実施事業ごとに事業の目的、目標(定性または定量)、事業内容、事業実施の様子がわかる写真、使用した資料や募集広告、事業効果等を記入すること。

7. 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は全て舞鶴市の管理及び帰属とし、受託者は成果品を第三者に公表又は貸与してはならない。

以上